ちがいを
ちからに
変える街。
渋谷区
Shibuya City

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員をご存じですか？

～生活上の困りごと、心配ごとをご相談ください。秘密は必ず守ります～

「民生委員・児童委員」とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）ボランティアとして活動しています。全ての民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねることとされています。民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、すべての市区町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められ、全国で約23万人が活動しています。自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めるとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

どんな相談にのってもらえるの？

福祉
に関すること

家族の介護
福祉サービスの
紹介 など

子育て
に関すること

子育てサークルへの参加
児童虐待防止
子育ての悩み
など

生活・健康
に関すること

生活保護の手続き
生活福祉資金
健康・医療
など

民生委員について詳しく知りたい場合

下記ホームページをご覧ください。

全国民生委員児童委員連合会
https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/

▲全民児連HP

▲民生委員・児童委員活動PR動画

渋谷区民生児童委員協議会

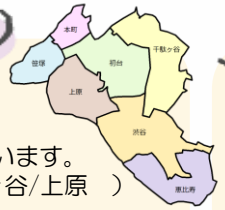

渋谷区内を７つの地域に分け、活動しています。
（　恵比寿/渋谷/初台/本町/笹塚/千駄ヶ谷/上原　）

定数 **198人**
- 民生委員児童委員…**184人**
- ※主任児童委員…**14人**

※主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する委員で、渋谷区では地区民生児童委員協議会を２つに分け、それぞれの地域内での児童問題にあたっています。

相談したいときは？

地域を担当する民生委員・児童委員・主任児童委員がわからないときは、事務局にお問合せください。

※内容によっては、民生委員・児童委員にお繋ぎしない場合もございます。

渋谷区福祉部地域福祉課地域福祉推進係

☎ TEL：03-3463-1846

FAX：03-5458-4936

妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで、生活上のお困り事の相談に乗り、内容に応じて適切な関係機関・団体につなぎます。